

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和2年7月13日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

行 第 17 号  
令和2年 7月 1日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 通知対象の監査

(1)令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」

2 通知内容

(1)別紙「令和元年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	対象団体	担当部	担当課	措置内容
60	指摘事項	(見積合せの未実施について) 会計規程に基づき、本来、2者以上の見積書を入手するか(見積合せ)、もしくは見積合せが困難な場合は、その明確な理由を稟議書等で検討すべきところ、規程に基づく手続きが実施されていない取引が確認された。規程に従った手続きの実施が必要である。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	取引契約について、2者以上の見積書を徴するか、もしくは、見積合わせが困難な場合は、その明確な理由を稟議書等で検討するなど、令和2年度当初より会計規程に従った手続きを行うよう改めた。
61	指摘事項	(検査の未実施について) 会計規程に基づき、本来、検査を実施すべきところ、未実施の取引が確認された。法人内で検査の実施及び検査調書の作成の徹底を図る体制構築が必要である。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	取引契約に係る検査について、令和2年度当初より検査の実施及び検査調書作成の徹底を図るよう改めた。
64	意見	(現金残高のダブルカウントの未実施について) 本法人の山寺芭蕉記念館では、現金残高の確認を担当者のみで行っているため、現金過不足の発見が遅れるほか、現金横領等の不正の原因にもなりうる。担当者以外の上位者が関与するダブルカウントの体制を構築するべきである。	山形市文化振興事業団	企画調整部	文化振興課	令和2年度当初より、現金残高のダブルカウントを行う体制に改めた。
90	意見	(基本財産の運用に関する規程整備について) 現状、基本財産は安全資産により運用されているが、資金運用に関する関連規程が整備されていない。基本財産の元本確保を第一とした運用を行う必要もあり、資産運用の対象資産や運用承認体制を定めた資産運用規程を整備することを検討されたい。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	定款において「国庫債券5千万円を基本財産とする」と定められており、国債以外の運用は行う予定はない。
93	意見	(固定資産の現物管理について) 山寺施設において、資産管理のシールが貼付されていない固定資産があった。全ての資産に管理用のシールを貼るべきと考えられる。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	R2年4月、固定資産及び備品について管理用シールの貼付を行った。
93	指摘事項	(使用不可の車両について) 使用不可の固定資産について、使用不可となった平成30年度に除却処理が行われていなかった。会計上、使用不可となった年度に除却処理を行うべきである。	山形市健康福祉医療事業団	福祉推進部	長寿支援課	今後、同様の事情が発生した場合には、年度内に確実に処分を行うよう、法人内において周知等を徹底した。 なお、指摘の除却処理については、令和元年度において処理済である。
117	指摘事項	(同一職員による発注事務と検査事務の実施について) 同一の職員が発注事務と検査事務を実施する取引が確認された。本法人において、不正事案は確認されていないが、一般的に取引業者と共謀することで預け金や空発注等の不正事案が発生する可能性が高まるため、早急に職務分掌の見直しを検討する必要がある。	山形コンベンションビューロー	商工観光部	観光戦略課	発注事務と検査事務は別の職員が実施するよう、令和2年4月1日付、職員に文書で通知し、すぐに改善した。

監査結果に係る措置状況報告書

令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	対象団体	担当部	担当課	措置内容
120	指摘事項	(現金残高の確認の実施状況について) 本人の経理規程上、毎日現金残高と帳簿残高を照合することになるが、数ヶ月に一度の任意のタイミングで行っており、規程通りに実施するべきである。	山形コンベンションビューロー	商工観光部	観光戦略課	令和2年3月2日より規程通りに毎日確認することとした。
123	意見	(固定資産の現物照合の証跡について) 現物の照合は、各会計年度の任意のタイミングで行っているが、実施した結果の証跡が残されておらず、各会計年度のいつ実施されたかのような結果であったかについて、第三者が把握できない。経理規程にしたがって実施した過程及び結果について把握できるよう現物の照合業務について改善を行うべきである。	山形コンベンションビューロー	商工観光部	観光戦略課	令和元年度は令和2年3月31日に実施し、固定資産台帳に照合業務を行った日付、結果等を記載することとした。
123	指摘事項	(賞与引当金の未計上について) 本人では、公益法人会計基準に準じて財務諸表の作成が行われていることから、賞与引当金を計上すべきところ、計上されていなかった。	山形コンベンションビューロー	商工観光部	観光戦略課	令和元年度より賞与引当金を計上した。
135	指摘事項	(役員報酬支出の計上区分) 本人は、「役員報酬支出」として開示すべき理事長の役員報酬を、「給料・手当支出」として収支計算書で開示しており、「公益法人会計基準」の様式に準拠していない。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	令和2年5月開催の定例理事会及び定時評議員会において、理事長の役員報酬を「給料・手当」から「役員報酬」に計上区分を変更し補正計上した。
135	意見	(非常勤役員等への報酬) 非常勤の役員等への「1 会議に付き、8,000 円」としている支給について旅費交通費として計上しているが、「一般財団法人山形市上下水道技術センター役員等の報酬及び費用弁償の基準に関する規程」において、交通費及び会議資料調査等に係る費用弁償と規程に明記している。会議資料調査に係る費用弁償であれば「役員報酬」として処理すべきであり、旅費交通費としての処理は実態に合っており、今後の開示の修正を検討されたい。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	令和2年5月開催の定例理事会及び定時評議員会において、費用弁償の支出は「旅費交通費」から「役員報酬」に計上区分を変更し補正計上した。
141	指摘事項	(見積合せの未実施について) 会計規程に基づき、本来、2者以上の見積書を入手するか(見積合せ)、もしくは見積合せが困難な場合は、その明確な理由を稟議書等で検討すべきところ、規程に基づく手続きが実施されていない取引が確認された。規程に従った手続きの実施が必要である。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	監査実施後の令和元年11月より、会計規程に従い手続きを行っている。
142	指摘事項	(検査の未実施について) 会計規程に基づき、本来、検査を実施すべきところ、未実施の取引が確認された。法人内で検査の実施及び検査調書の作成の徹底を図る体制構築が必要である。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	監査実施後の令和元年11月より、修繕工事等では、工事完了後に検査を実施し、検査調書の作成を徹底するよう改めた。また、物品については、既存の物品請求書の書式を見直し、納品時に2名で検収を行い検収印を押印している。

監査結果に係る措置状況報告書

令和元年度包括外部監査「出資等外郭団体の運営状況・財務事務について」

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	対象団体	担当部	担当課	措置内容
148	意見	(固定資産の現物照合の証跡について) 現物の照合は、各会計年度の任意のタイミング及び年度末で行っているが、実施した結果の証跡が残されておらず、各会計年度のいつ実施されどのような結果であったかについて、第三者が把握できない。会計規程にしたがって実施した過程及び結果について把握できるよう現物の照合業務について改善を行うべきである。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	令和2年3月31日に、管理責任者と担当者の2名で現物の照合を行い、照合日と照合結果を記載した固定資産台帳に改善した。
149	指摘事項	(退職給付引当金の計上不足について) 公益法人会計基準に基づき、期末要支給額から年金資産(中退共)を差し引いた金額で計上すべきところ、算定誤りにより、不足が発生している。	山形市上下水道技術センター	上下水道部	総務課	令和元年度決算時から、精査し指摘のとりの算定方法により計上を行った。